

兵庫県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の施行期日を定める規則

平成19年7月10日

規則第14号

兵庫県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第21号）は、平成19年7月10日から施行する。